ふるさと納税

― 寄附から申告まで ―

廣瀬博山税理士事務所
税理士　廣瀬　博山

ふるさと納税

Ⅰ　ふるさと納税とは

・意義

・なぜ近年注目を集めているのか？

Ⅱ　ふるさと納税の手順

・寄附の手順

・確定申告の方法

ふるさと納税とは

- ふるさと納税の理念⇒地方創生
  ふるさと納税の3つの意義
  1. 納税者が寄附先を選択する制度であり、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度であること。
  2. 生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、そしてこれから応援したい地域へも力になれる制度であること。
  3. 自治体が国民に取組をアピールすることで、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進むこと。

- ふるさと納税とは⇒地方自治体への寄附金

なぜ近年注目を集めているのか？

１．自分の好きな自治体へ寄附することができる

２．寄附をすることで税制上の優遇を受けることができる

３．寄附をした自治体からお礼の品を受けられることもある

４．制度の拡充

なぜ近年注目を集めているのか？

2. 寄附をすることで税制上の優遇を受けることができる

控除額計算イメージ

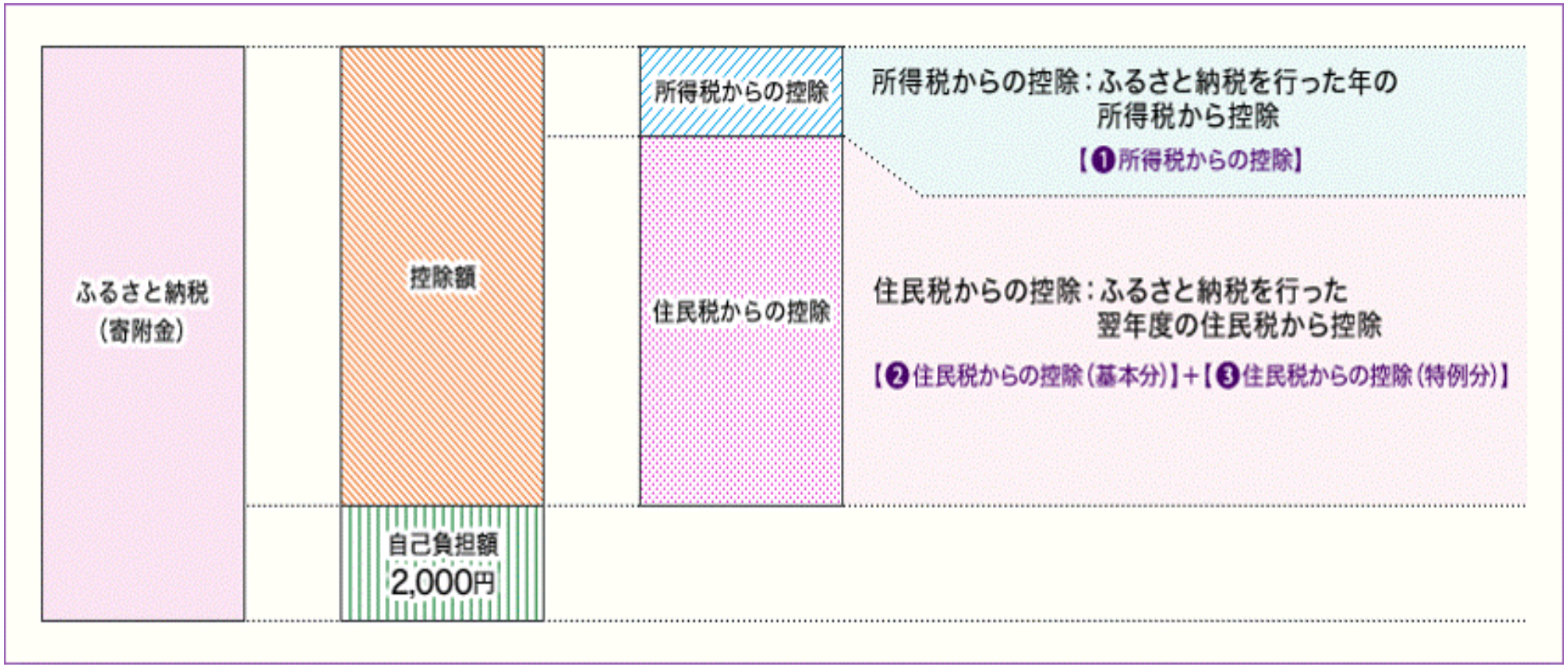

出典：総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）

なぜ近年注目を集めているのか？

１．自分の好きな自治体へ寄附することができる

２．寄附をすることで税制上の優遇を受けることができる

３．寄附をした自治体からお礼の品を受けられることもある

４．制度の拡充

4. 制度の拡充

（1）ふるさと納税枠が2倍に拡充

ケース別の具体事例(イメージ)※扶養家族が配偶者のみの給与所得者の方の場合

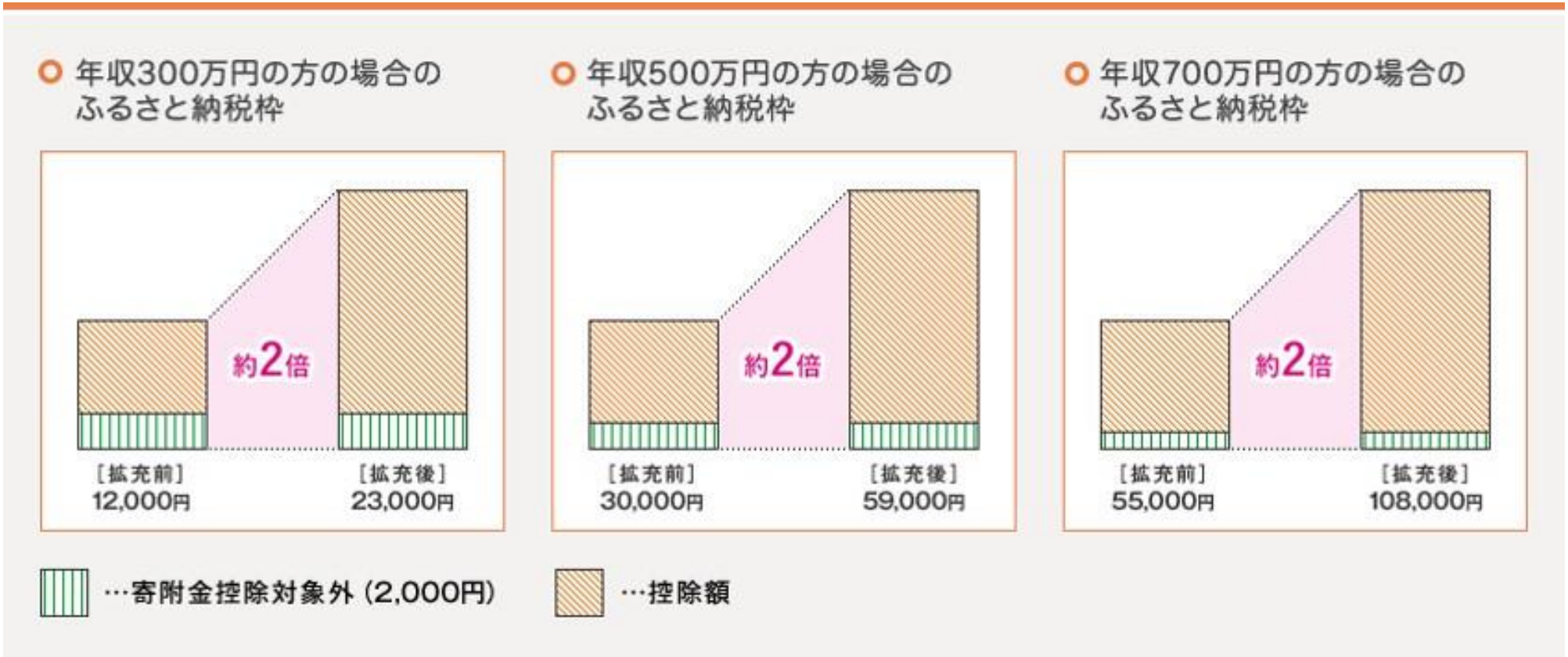

出典：総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）

4. 制度の拡充

（2）手続きの簡素化（ワンストップ特例制度）

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。特例の申請にはふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

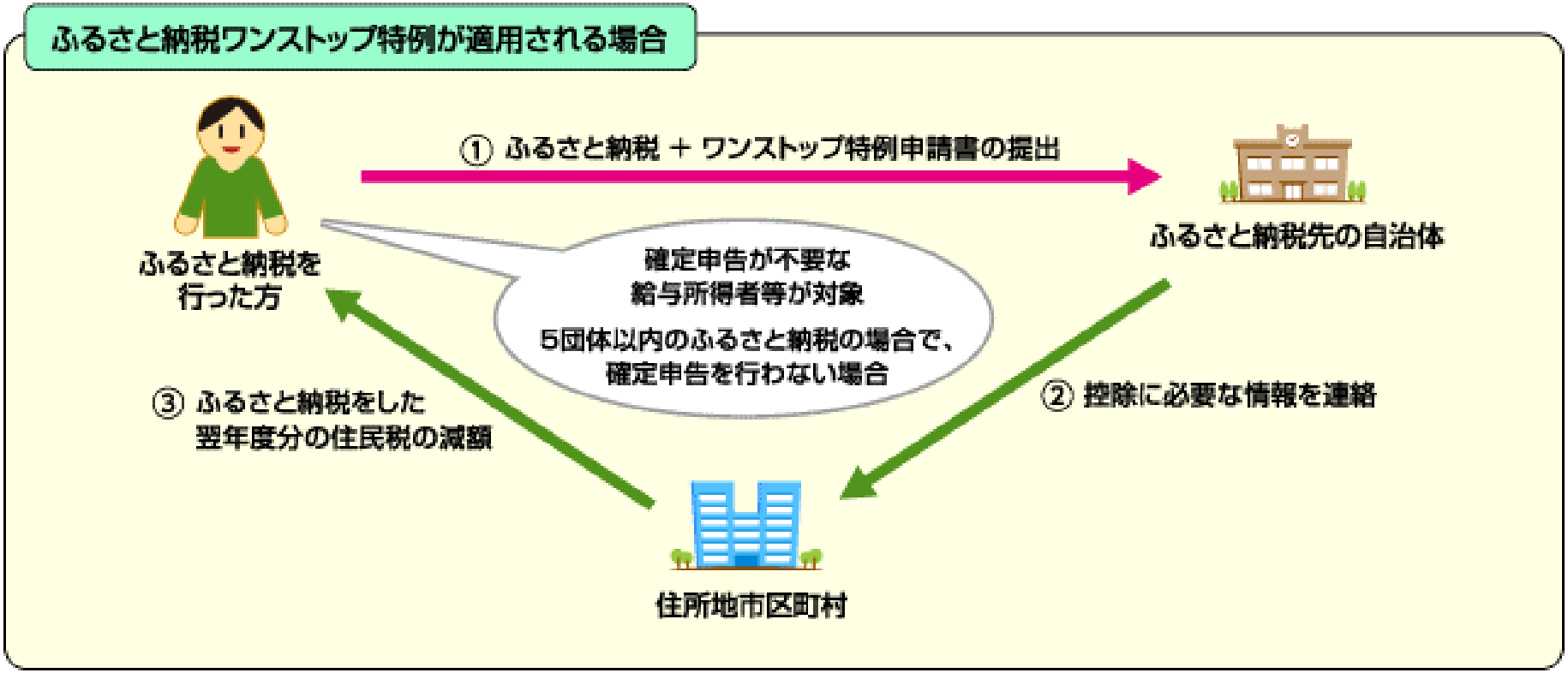

出典：総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp）

４．制度の拡充

（２）手続きの簡素化（ワンストップ特例制度）

ワンストップ特例が受けられる条件

1. 給与所得者等
2. 年収2,000万円以下
3. 給料は1ヵ所からのみ
4. 確定申告をする義務がない
5. ふるさと納税先は5団体以内
6. ふるさと納税の際、各自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出

4. 制度の拡充

（2）手続きの簡素化（ワンストップ特例制度）

平成　　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成　年　月　日　様		整理番号	
住　所		フリガナ	
		氏　名	印
		個人番号	
		性　別	男　女
電話番号		生年月日	明・大 昭・平　・　・

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成　年　月　日	円

2．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

①　地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注）　地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1)　地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2)　地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

②　地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	□

（注）　地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

（切り取らないでください。）

平成　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住　所		受付日付印
氏　名	様	

受付団体名	

4. 制度の拡充

（2）手続きの簡素化（ワンストップ特例制度）

平成　　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

平成　年　月　日　様		整理番号	
住　所		フリガナ	
		氏　名	印
		個人番号	
		性　別	男　女
電話番号		生年月日	明・大 昭・平　・　・

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第７条第１項（第８項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注１）　上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の１月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注２）　申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第７条第６項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第４号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

１．当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成　年　月　日	円

4. 制度の拡充

（2）手続きの簡素化（ワンストップ特例制度）

2．申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者である	□

（注） 地方税法附則第７条第１項（第８項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第１項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第１項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の４月１日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者である	□

（注） 地方税法附則第７条第２項（第９項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の１月１日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が５以下であると見込まれる者をいいます。

---------- （切り取らないでください。） ----------

平成　　年寄附分　市町村民税 道府県民税　寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住　所		受付日付印
氏　名	様	

受付団体名	

ふるさと納税の手順

1. 寄附する先の自治体を決める

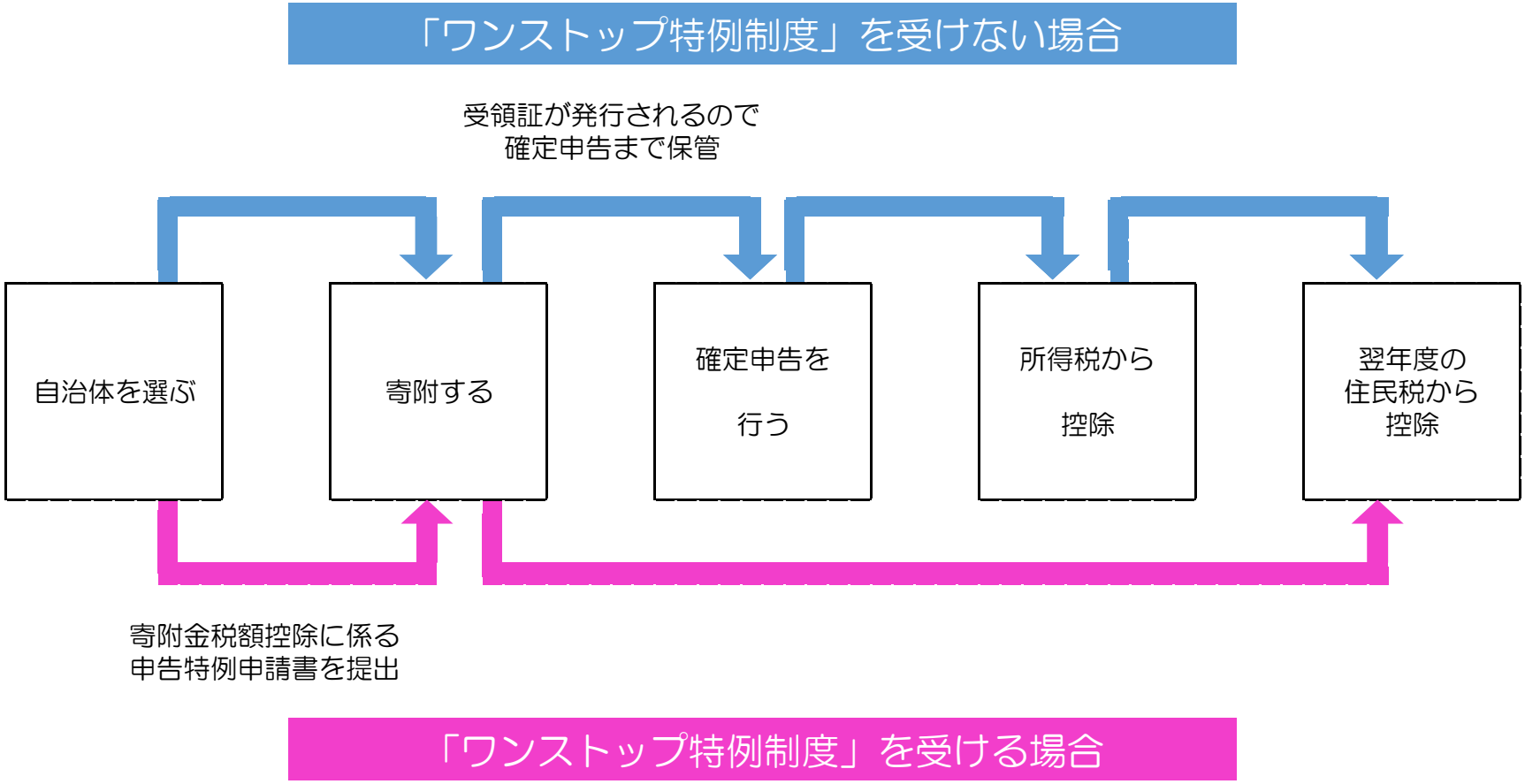

ふるさと納税の手順

１．寄附する先の自治体を決める

・寄附する先の自治体を決めたら、自治体の申込用紙に必要事項を記入して送付する。

・寄附金を入金する。

・自治体から受領証明書が送られてくる。

※受領証明書は確定申告の際に必要となるので必ず保管しておくこと

ふるさと納税の手順

２．確定申告をする

（例）年収７００万円　給与のみ（年末調整済）　夫婦のみ
3万円寄附の場合

準備するもの

・源泉徴収票

記載内容

（支払金額7,000,000円、給与所得控除後の金額5,100,000円
所得控除の額の合計額1,700,000円、源泉徴収税額257,800円）

・寄附金受領証明書

寄附先　　熊本県〇×市
寄附金額　　30,000円

確定申告方法

FA0111

下関 税務署長
年 月 日

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

第一表（平成二十七年分以降用）

住所（又は居所）	山口県下関市○×町
平成28年1月1日の住所	同上
フリガナ	フルサト ノウゼイ
氏名	ふるさと 納税 ㊞
性別	男 女
世帯主の氏名	ふるさと 納税
世帯主との続柄	本人
生年月日	3 45 06 07
電話番号	自宅・勤務先・携帯
番号	
翌年以降送付不要	

（単位は円）

収入金額等	給与	⑦	7000000
	雑 公的年金等	㋑	
	雑 その他	㋒	
	配当	㋓	
	一時	㋔	
所得金額	給与 区分	①	5100000
	雑	②	
	配当	③	
	一時	④	
	合計（①＋②＋③＋④）	⑤	5100000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑥	
	小規模企業共済等掛金控除	⑦	
	生命保険料控除	⑧	
	地震保険料控除	⑨	
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000
	配偶者（特別）控除 区分	⑫～⑬	0000
	扶養控除	⑭	0000
	基礎控除	⑮	0000
	⑥から⑮までの計	⑯	1700000
	雑損控除	⑰	
	医療費控除	⑱	
	寄附金控除	⑲	28000
	合計（⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	1728000

税金の計算	課税される所得金額（㊺－㉘）	㉑	3372000
	上の㉑に対する税額	㉒	246900
	配当控除	㉓	
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分	㉔	
	政党等寄附金等特別控除	㉕～㉗	0
	住宅耐震改修特別控除 / 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分	㉘～㉛	
	差引所得税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖－㉗－㉘－㉙－㉚－㉛）	㉜	246900
	災害減免額	㉝	
	再差引所得税額（基礎所得税額）（㉜－㉝）	㉞	246900
	復興特別所得税額（㉞×2.1%）	㉟	5184
	所得税及び復興特別所得税の額（㉞＋㉟）	㊱	252084
	外国税額控除 区分	㊲	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊳	257800
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊱－㊲－㊳）納める税金	㊴	00
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊱－㊲－㊳）還付される税金	㊵	5716
その他	配偶者の合計所得金額	㊶	
	専従者給与（控除）の合計額	㊷	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊸	
延納の申告	申告期限までに納付する金額	㊹	00
	延納届出額	㊺	000

※ 復興特別所得税額㉟欄の記入をお忘れなく。

還付される税金の受取場所：銀行 金庫・組合 農協・漁協 本店・支店 出張所 本所・支所 郵便局名等 預金種類 普通 当座 別口口座編 貯蓄 口座番号 記号番号

税理士 署名押印 電話番号 ㊞

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

整理欄：区分 1 異動 年 月 日 管理 1 通信日付印 年 月 日 納税 事績 住民 検算 一連番号

国税庁HP（2016:07:22:18:46:32.2T）

国税庁HP（2016:07:22:19:09:39.0T）

番号

FA0065

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

第二表（平成二十七年分以降用）○第一表と一緒に提出してください。○源泉徴収票、国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などの申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙に貼ってください。

住所 山口県下関市○×町

フリガナ 氏名 フルサト ノウゼイ ふるさと 納税

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	⑦小規模企業共済等掛金控除 掛金の種類	支払掛金
		円		円
	合計		合計	
⑧生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑨地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円
⑩寡婦（寡夫）控除 ⑪勤労学生控除	□寡婦（寡夫）控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未婚		□勤労学生控除 学校名	
⑪障害者控除	氏名			
⑫～⑭配偶者（特別）控除・扶養控除	配偶者の氏名	生年月日 明・大 昭・平 ・ ・	□配偶者控除 □配偶者特別控除	
	控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
			明・大 昭・平 ・ ・	万円
			明・大 昭・平 ・ ・	
			明・大 昭・平 ・ ・	
			⑭扶養控除額の合計	万円
⑰雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	
		・ ・		
	損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
	円	円	円	
⑱医療費控除	支払医療費	円	保険金などで補塡される金額	円
⑲寄附金控除	寄附先の所在地・名称	北海道	寄附金	円 30,000

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	株式会社 寄付金控除 山口県下関市○×	円 7,000,000	円 257,800
㊳所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計			円 257,800

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
		円	円

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平 ・ ・	
			平 ・ ・	
			平 ・ ・	
給与・公的年金等に係る所得以外（平成28年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択			○	給与から差引き / 自分で納付
配当に関する住民税の特例				
非居住者の特例				
配当割額控除額				
寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	30,000	条例指定分	都道府県 / 市区町村
	住所地の共同募金会、日赤支部分			
別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名		住所	

○ 特例適用条文等

一連番号

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

住所　山口県下関市○×町

フリガナ　フルサト　ノウゼイ
氏名　ふるさと　納税

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
給与	株式会社　寄付金控除 山口県下関市○×	円 7,000,000	円 257,800
	㊳ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		円 257,800

○ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑥ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	⑦ 小規模企業共済等掛金控除	掛金の種類	支払掛金
		円			円
	合計			合計	

⑧ 生命保険料控除	新生命保険料の計	円	旧生命保険料の計	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	介護医療保険料の計			
⑨ 地震保険料控除	地震保険料の計	円	旧長期損害保険料の計	円

⑩～⑪ 本人該当事項	□ 寡婦（寡夫）控除 （□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還）	□ 勤労学生控除 学校名（　）
⑪ 障害者控除	氏名	

第二表（平成二十七年分以降用）○第二表は、第一表と一緒に提出してください。○源泉徴収

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

○ 雑所得（公的年金等以外）・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
		円	円

○ 住民税に関する事項

16歳未満の扶養親族	扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所
			平・・	
			平・・	
			平・・	

給与・公的年金等に係る所得以外（平成28年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の選択	○	給与から差引き
		自分で納付

配当に関する住民税の特例	
非居住者の特例	
配当割額控除額	

寄附金税額控除			条例指定分		
都道府県、市区町村分	30,000			都道府県	
住所地の共同募金会、日赤支部分				市区町村	

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族の氏名・住所	氏名		住所	

⑫～⑭ 配偶者（特別）控除・扶養控除	配偶者の氏名	生年月日	□配偶者控除 □配偶者特別控除
		明・大 昭・平　・　・	

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	控除額
		明・大 昭・平　・　・	万円
		明・大 昭・平　・　・	
		明・大 昭・平　・　・	

⑭扶養控除額の合計	万円

⑰ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など
		・　・	

損害金額	保険金などで補塡される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

⑱ 医療費控除	支払医療費	円	保険金などで補塡される金額	円

⑲ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	熊本県○×市	寄附金	円 30,000

○ 特例適用条文等

一連番号	

国民年金保険料や生命保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

下関　税務署長
年　月　日

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

FA0111

第一表（平成二十七年分以降用）

住所（又は居所）	－ 山口県下関市○×町	フリガナ	フルサト　ノウゼイ
		氏名	ふるさと　納税　㊞
平成28年1月1日の住所	同上	性別	男 女
		世帯主の氏名	ふるさと　納税
		世帯主との続柄	本人
		生年月日	3 45 06 07
		電話番号	自宅・勤務先・携帯　－　－
		番号	
		翌年以降送付不要	

受付印

（単位は円）

収入金額等	給与	㋐	7000000
	雑 公的年金等	㋑	
	雑 その他	㋒	
	配当	㋓	
	一時	㋔	
所得金額	給与 区分	①	5100000
	雑	②	
	配当	③	
	一時	④	
	合計（①＋②＋③＋④）	⑤	5100000

税金の計算	課税される所得金額（⑤－⑳）	㉑	3372000
	上の㉑に対する税額	㉒	246900
	配当控除	㉓	
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分	㉔	
	政党等寄附金等特別控除	㉕～㉗	0
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分	㉙～㉛	
	差引所得税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖－㉗－㉙－㉚－㉛）	㉜	246900
	災害減免額	㉝	
	再差引所得税額（基準所得税額）（㉜－㉝）	㉞	246900
	復興特別所得税額（㉞×2.1%）	㉟	5184

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

所得から差し引かれる金額		
社会保険料控除	⑥	
小規模企業共済等掛金控除	⑦	
生命保険料控除	⑧	
地震保険料控除	⑨	
寡婦、寡夫控除	⑩	0000
勤労学生、障害者控除	⑪	0000
配偶者（特別）控除　区分	⑫～⑬	0000
扶養控除	⑭	0000
基礎控除	⑮	0000
⑥から⑮までの計	⑯	1700000
雑損控除	⑰	
医療費控除	⑱	
寄附金控除	⑲	28000
合計（⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	1728000

所得税及び復興特別所得税の額（㉞＋㉟）	㊱	252084
外国税額控除　区分	㊲	
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊳	257800
所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊱－㊲－㊳）　納める税金	㊴	00
還付される税金	㊵	5716
その他　配偶者の合計所得金額	㊶	
雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊷	
未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊸	
延納の届出　申告期限までに納付する金額	㊹	00
延納届出額	㊺	000

※ 復興特別所得税額㉟欄の記入をお忘れなく。

還付される税金の受取場所			
	銀行・金庫・組合・農協・漁協		本店・支店・出張所・本所・支所
郵便局名等	預金種類	普通 / 当座 / 納税準備 / 貯蓄	
口座番号・記号番号			

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

FA0111

下関　税務署長
年　月　日

平成 27 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書A

第一表（平成二十七年分以降用）

住所（又は居所）	－ 山口県下関市○×町	フリガナ	フルサト　ノウゼイ
		氏名	ふるさと　納税　㊞
平成28年1月1日の住所	同上	性別	㊚ 女
		世帯主の氏名	ふるさと　納税
		世帯主との続柄	本人
		生年月日	3　45　06　07
		電話番号	自宅・勤務先・携帯　－　－
		番号	
		翌年以降送付不要	

受付印

（単位は円）

収入金額等	給与	㋐	7000000
	雑 公的年金等	㋑	
	雑 その他	㋒	
	配当	㋓	
	一時	㋔	
所得金額	給与 区分	①	5100000
	雑	②	
	配当	③	
	一時	④	
	合計（①＋②＋③＋④）	⑤	5100000

税金の計算	課税される所得金額（⑤－⑳）	㉑	3372000
	上の㉑に対する税額	㉒	246900
	配当控除	㉓	
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分	㉔	
	政党等寄附金等特別控除	㉕～㉗	0
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分	㉙～㉛	
	差引所得税額（㉒－㉓－㉔－㉕－㉖－㉗－㉙－㉚－㉛）	㉜	246900
	災害減免額	㉝	
	再差引所得税額（基準所得税額）（㉜－㉝）	㉞	246900
	復興特別所得税額（㉞×2.1%）	㉟	5184

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

所得から差し引かれる金額			
	社会保険料控除	⑥	
	小規模企業共済等掛金控除	⑦	
	生命保険料控除	⑧	
	地震保険料控除	⑨	
	寡婦、寡夫控除	⑩	0000
	勤労学生、障害者控除	⑪	0000
	配偶者（特別）控除　区分	⑫～⑬	0000
	扶養控除	⑭	0000
	基礎控除	⑮	0000
	⑥から⑮までの計	⑯	17000000
	雑損控除	⑰	
	医療費控除	⑱	
	寄附金控除	⑲	28000
	合計（⑯＋⑰＋⑱＋⑲）	⑳	1728000

所得税の計算			
	所得税及び復興特別所得税の額（㉞＋㉟）	㊱	252084
	外国税額控除　区分	㊲	
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊳	257800
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊱－㊲－㊳）　納める税金	㊴	00
	所得税及び復興特別所得税の申告納税額（㊱－㊲－㊳）　還付される税金	㊵	5716
その他	配偶者の合計所得金額	㊶	
	雑所得・一時所得の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊷	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊸	
延納の届出	申告期限までに納付する金額	㊹	00
	延納届出額	㊺	000

※ 復興特別所得税額㉟欄の記入をお忘れなく。

還付される税金の受取場所								
		銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所				
	郵便局名等		預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
	口座番号 記号番号							

確定申告方法

（例）年収700万円　給与のみ　夫婦のみ
3万円寄附の場合

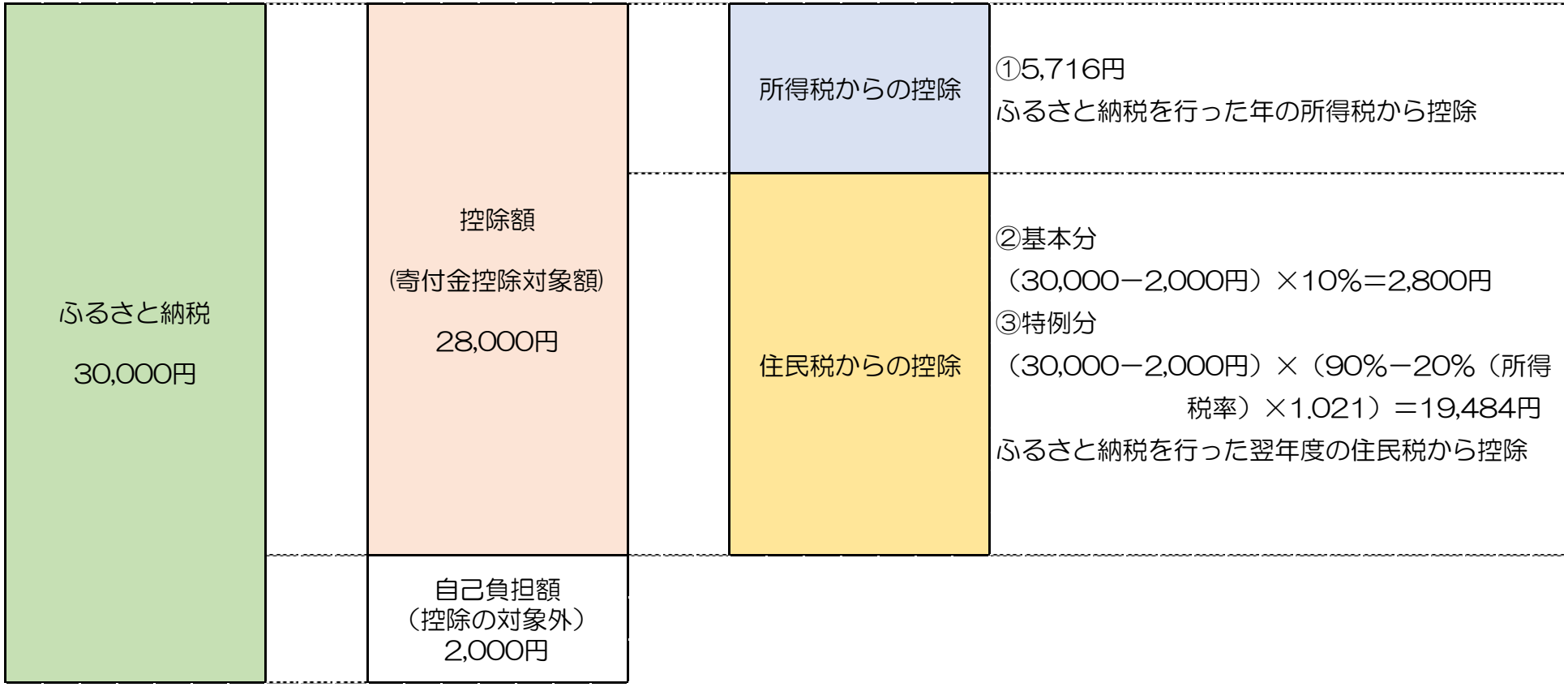

※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合は、所得税と住民税から控除される金額と同額（5,716円＋22,284円＝28,000円）が住民税から控除されます